



## 不法投棄監視サポーター通信 (VOL.13)

令和4年3月18日発行 いわき市生活環境部廃棄物対策課 〒970-8686いわき市平字梅本21 ☎0246-22-7439

本市では、後を絶たない廃棄物の不法投棄の撲滅に向け、産業廃棄物適正処理監視指導員(警察OB)や不法投棄監視員(63名)の設置等を行っていますが、これらに加え、「不法投棄監視サポーター」制度を創設し、市民の皆様のボランティアによる監視活動により、不法投棄の未然防止と早期発見に取り組んでいるところです。

現在、1,100人余の方々が、「不法投棄監視サポーター」として登録・活動していますが、本通信は、その活動内容等について情報発信するものです。

### サポーター登録者数：1,108名（令和4年1月末現在）

地区別サポーター数

地区	平	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	遠野	小川	好間	三和	田人	川前	久之浜	市外	合計
登録者数(人)	541	96	129	69	25	97	42	11	12	13	52	3	12	6	1108

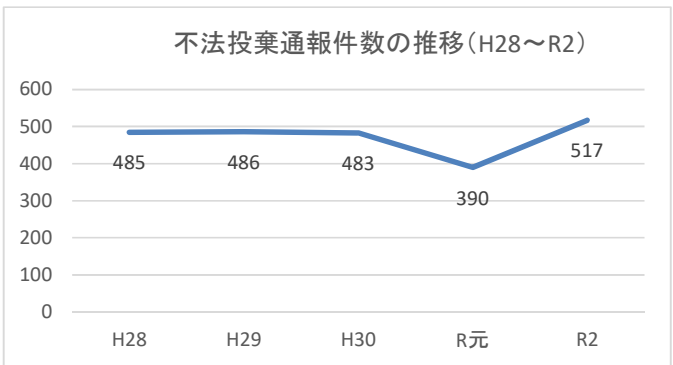
### ◆ 令和2年度の不法投棄の通報状況

令和2年度の市への不法投棄の通報件数は517件であり、令和元年度の390件を127件上回り、過去5年間では最多となりました。

通報者別では、次のとおりとなっています。

- ・ 不法投棄監視員:210件
- ・ 不法投棄監視サポーターを含む市民:209件
- ・ その他関係団体等:98件

なお、その大半は、缶やペットボトルなどの家庭ごみの投棄に関するものとなっています。



### ◆ サポーターの皆様との不法投棄廃棄物の撤去活動の実施

不法投棄をさせない環境づくりの一環として、昨年11月に、不法投棄監視サポーター団体の皆様などの御協力のもと、不法投棄廃棄物撤去活動を実施しました。

11月4日(木)には、(一社)福島県産業資源循環協会いわき支部地域協議会の皆様(約40名)とともに、錦町須賀地内の市道鷺内・須賀線付近について、同月10日(水)には、東北電力㈱いわき営業所及びいわき発電技術センター、東北電力ネットワーク㈱いわき電力センターの社員の皆様や平薄磯区の役員の方々(約60名)とともに、平薄磯地内薄磯海水浴場付近について実施しました。

これらにより、可燃ごみ90袋、不燃ごみ30袋のほか、大型ごみやその他タイヤなどを収集・撤去しました。



11月4日の活動風景



11月10日の活動風景

## ◆ 県立遠野高等学校・商業研究部に感謝状を贈呈

県立遠野高等学校・商業研究部では、平成28年度以降、延べ96名の皆さんが不法投棄監視サポーターとして登録し、学校周辺の不法投棄防止パトロールや清掃活動を積極的に実施するとともに、地域で開催された「いわき遠野満月祭」では、来場者に不法投棄の防止や監視サポーターへの登録の呼びかけを行うなど、不法投棄の防止に係る事業の推進に大きく貢献されましたことから、このたびの学校統合を機に、感謝状を贈呈しました。



## ◆ 不法投棄監視サポーターを募集中

### 活動内容・登録要件

市民の皆様が日ごろ、趣味や健康のためにやっている散歩やジョギングにあわせて、不法投棄(野外焼却を含む)の監視を行うことにより、不法投棄等の未然防止と早期発見を図ることにより、生活環境の保全を一層推進していくことを目的とした、ボランティア活動です。

※不法投棄監視サポーターには、帽子、蛍光ベストを貸与します。

#### ◎申請資格

- ・20歳以上で市内にお住まいか勤務している方
- ・市内で不法投棄防止のための活動を行う団体



### 登録手続き

廃棄物対策課または各支所にある登録申請書に、必要事項をご記入のうえご提出ください。詳しくは廃棄物対策課(22-7439)までお問い合わせください。

## 不法投棄 しない させない ゆるさない

## 不法投棄は犯罪です

#### ◎不法投棄とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条に、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されています。

廃棄物を捨てるにあたり、定められたルールを守らずに投棄することを『不法投棄』といいます。

事業活動に伴って排出される『産業廃棄物』はもちろんのこと、日々の生活から出る『一般廃棄物』であっても、廃棄物をみだりに捨てることは、法律により禁止されています。

#### ◎不法投棄に対する厳しい罰則

これに違反して廃棄物を捨てた場合、

**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金**に処せられ、又は併科されます。

※ 廃棄物の不法投棄に関わった法人は、3億円以下の罰金に処せられます。